

海上千葉氏の領国支配 — 網代・製塩・「郷中開」 —

Territorial Control of the Sengoku Lord (UNAKAMICHIHAUZI)

鈴木 哲雄

Tetsuo SUZUKI

キーワード：海上千葉氏・千葉胤富・網代・製塩・郷中開・郷中明・
逃散・香取内海・足弱・宮内清右衛門尉・長禪寺・椿海

はじめに

本稿は、戦国時代末期の海上千葉氏による領国支配のあり方を、
副題に示した香取内海の網代と下総国海上郡須賀郷周辺における製

塩に関わる史料から論ずるものである^①。須賀郷周辺における製塩
に関わっては、戦国時代の東国での百姓逃散を意味したとされる「郷
中開」についても検討していく。

主に取り上げる史料は、海上千葉氏の千葉胤富に関わる宮内文書^②
と原文書^③である。すでに、戦国時代の香取内海下流域での「網代」
に関しては、原淳二による研究成果があり^④、私も二〇二二年十月
の地方史研究協議会大会での講演にもとづく大会成果論集^⑤でふれ
たが、改めて関係史料を詳しく検討してみたい。なお、本稿もほぼ
同時に発表予定の別稿^⑥とともに、中世関東の二つの内海の一つで

ある、香取内海における十四世紀の「海夫注文」から想定される地域世界と、近世の霞ヶ浦四十八津・北浦四十四津の自治的世界との架橋を目指すものである。⁷⁾

検討をはじめめる前に、行論上、章ごとに時代が前後することになるので、千葉胤富の時代の香取内海下流域を中心とする下総国香取郡および海上郡についての政治的・軍事的状況を整理しておく。

千葉胤富(一五二七〜七九)は、戦国時代末、十六世紀中頃の下総国の領主であった。下総国の守護家を継ぐ千葉介昌胤の三男であり、千葉氏一族の海上氏(千葉系海上氏)に婿入りしたが、兄の千葉介利胤の跡を継いだ弟(あるいは利胤の子息とも)親胤の死去によって、千葉介の地位を継承することになる。そのため、海上氏として香取内海下流域を中心とした下総国海上郡周辺を権力基盤としつつ、下総千葉氏の本城佐倉城(本佐倉城址。佐倉市・酒々井町)の城主となった。こうしたことから、胤富及びその子邦胤は海上千葉氏と呼ばれている。もともと海上氏は、古代以来、香取内海を権力基盤の中心とする内海の頭領・領主であり、それを継承した海上千葉氏の二代も内海の領主という側面を強く有していた。

胤富が千葉介の地位を兼帯したのは、弘治三年(一五五七)であるが、それ以前から安房の里見氏による下総国東部の香取郡や匝瑳郡への侵攻が繰り返されていた。その三年後の永禄三年には、越後の上杉輝虎(謙信)が関東に侵攻することで、北条氏と甲斐の武田信玄との同盟軍と上杉軍の対立が深まった。千葉胤富は一貫して北条方であったが、上総国に勢力を拡大しつつあった里見氏と常陸の佐竹氏、佐竹氏に与同する香取内海の常陸国側の勢力は上杉方であり、両勢力は香取内海周辺の支配権をめぐる対峙したのであった。

行論との関係での時期区分をしておきたい。

第一期 (弘治三年〜永禄二年(一五五七〜五九))…

海上千葉氏の胤富による香取内海下流域や海上郡域の支配権が確保されている時期。

第二期 (永禄三年〜永禄六年(一五六〇〜六三))…《史料F》

永禄三年十月に上総国の正木氏が香取内海下流域・海上郡域へ侵攻し、支配権を確保する。永禄五年三月、胤富は正木氏の拠る小見川城(香取市小見川)の奪還をはかるも失敗する。

第三期 (永禄七年〜永禄九年(一五六四〜六六))…

《史料C・G・I》

永禄七年正月の国府台合戦で、北条氏が大勝し、里見氏が下総国から撤退する。永禄七年の香取内海の内海戦で、千葉氏側が正木氏側に勝利し、海上郡内の支配権を回復。永禄八年四月には、森山城の在城衆(海上・石毛)に本領を返還する。正木氏は、永禄九年には香取郡からも退却する。

第四期

(永禄十年〜天正七年(一五六七〜七九))…《史料A・B・H》
里見氏や正木氏が下総国の香取郡・海上郡に侵攻を繰り返すも、胤富による領内の支配権は確保されていた。胤富は天正二年前後に家督を子の邦胤に譲り、天正七年に死去する。

以下、右の四期の時期区分にふれつつ宮内文書と原文書を検討していく。

一 香取内海の網代と商人請負

1 戦国時代の網代

香取内海での網代に関わる次の史料は、第四期のものである。元亀二年（一五七二）には、千葉胤富の子息邦胤が元服する。その翌年には、里見氏・正木氏が下総国への攻勢を強め、正木氏が下総国匝瑳郡中村郷（多古町南中）の妙興寺に制札を出すとともに、里見氏は伊勢御師龍大夫に対して上総・下総両国での航海を認めている。そして、次の二点の宮内文書は、さらに翌年の天正元年のものである。二点の史料は、房総の里見氏・正木氏の攻勢のなかでも、香取内海下流域の支配権を千葉胤富が確保していることと、胤富による香取内海での領国支配の一旦―網代の経営を物語るものである。以下、前稿と重複するところもあるが、史料を紹介しつつ具体的に検討してみたい。

《史料A》千葉胤富印判状写（宮内文書八号）

さつさ川のあちの事、去年のことく被仰付候、然者、あみの儀、

宮内清右衛門かたへ、把十兩目之麻廿把請取可申也、

（鶴丸黒印影）
（天正元年一五七二）
 癸八月十六日

役人衆 奉之

与三郎かたへ

《史料B》千葉胤富印判状写（宮内文書九号）

久しくおのくさしきたり候あちどもの事、むかひこふの百

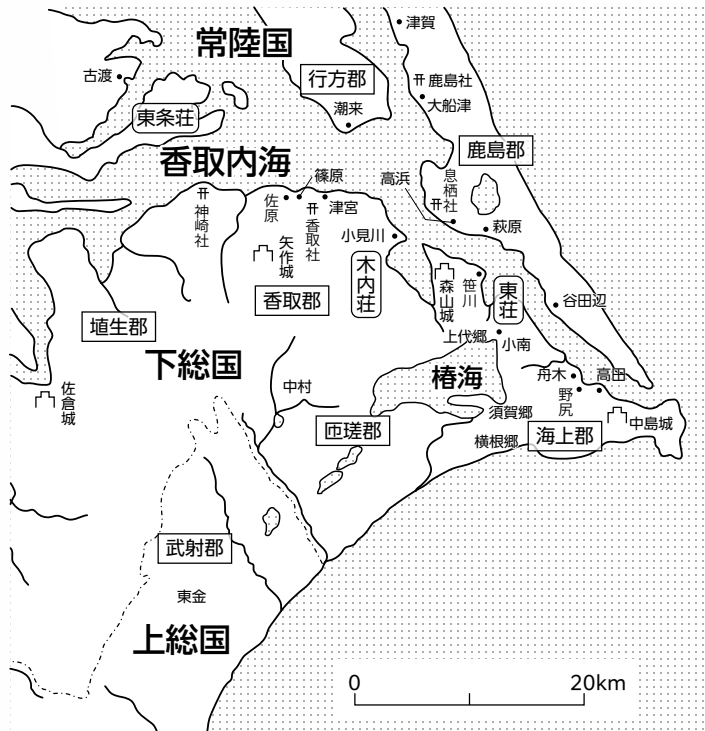


図1 海上千葉氏の支配領域

姓(佐)わひ事申につゐて、めしはなされ候、しかりといへとも、様体あつておの／＼申あげ候者、まへ／＼のことくさし来候とをりのあちの儀、かへしつけられ候、其ために御印判を以、あひさため被申候ところ実正也、仍旨趣如件、

(鶴丸黒印影)

元龜四年(一五七三)癸酉

八月十四日

役人衆奉之

たか田商人衆各中へ

《史料A・B》はともに天正元年(元龜四年七月二十八日)天正に改元。一五七三)八月のものであり、前者が六日付けで後者が十四日付けである。実質的な宛先は宮内清右衛門尉であったと考えてよい。また、《史料A・B》での「あち」が網代を意味することは、後にふれる近世の由緒書からも明らかである。

《史料A》は、千葉胤富が香取内海下流域の下総国側の笹川(笹川津は「海夫注文」に載る津。東庄町笹川)の「あじ」(網代)について、去年と同じに差すこと(設営すること)を認め、その際、没収していた「網」については、宮内清右衛門(尉)方の分として「一把十兩目の麻(網)を二十把」を請け取るように、宛先の「与三郎かたへ」指示したものである。宮内清右衛門尉については、滝川恒昭が他の宮内文書から明らかにしたように、永禄二年(一五五九)には、千葉胤富から「分国中」(海上氏領内)での町役・殿役・村役を免除され、翌年には正木時茂によって房州(安房)・上総・下総三か国の味方中での商売の自由を保證された有力な海上の商人であった。¹⁰後述するが本拠地は《史料B》にみえる野尻(野尻津は「海夫注文」に載る津。銚子市野尻)にあり、野尻は千葉系海上氏の本城・中島城膝下の宿であった(図1参照)。宮内清右衛門尉分の麻網を「役人衆」から請け取るように指示された「与三郎」とは、笹川(津)

に属する海民(海夫)の長であり、その二十把の麻網を網代に仕立てた主体と考えてよいだろう。

八日後の《史料B》の判物は、《史料A》での笹川の網代設営の件を制度化したものである。香取内海の下流域において、久しく笹川などの下総国側の津々が差してきた網代などについて、常陸国側の向郷の百姓(海夫)が不当だと佯事(佯言)をいつてきたので、下総国側の津々による網代を召し放した(取り上げた)。しかしながら、下総国側の津々の百姓(海夫)たちが各々の事情を訴え出てきたので、以前と同じに差してきた網代については返却したところである。「そのために御印判をもって、相定め申され候ところ実正なり」として、網代設営について制度化したのであった。八日前の《史料A》での笹川の与三郎宛の網の返却(宮内清右衛門尉分の請け戻し)もその一環であった。《史料B》の宛先は「高田・野尻 商人衆各中」であり、野尻商人衆中と高田(野尻と接した中島城膝下。銚子市高田)商人衆中とは、野尻の商人であった宮内清右衛門尉を含んだ商人衆であり、一度千葉胤富が没収した網などの「あち」(網代)の設備は両所の商人衆中に返却されたのであった。すでに、戦国時代の香取内海下流域の網代の経営は、沿岸の有力商人や商人衆中に請負われていたのである。

次の史料は、別稿において、永禄七年香取内海海戦での軍船徴発に関する、同年八月二十五日のものと推定した千葉胤富の書状である。

《史料C》千葉胤富書状(後欠。原文書一八号)

(前略)
しせん舟之事、諸うらに十そこの内候ハ、まつく風波を

たてす、さしおかれへく候、其ために候間、せん十郎二誰なり共さしそへ、明日廿六日見せ申されへく候、少々むかひ郷(向)に候はん舟をも、あち木(網代)の用など、のひ候とて、こなたへ(呼)よひ候やうに、とりなししかるへく候、

ここの「あち木」も原淳二が理解するように「網代木」として間違ひなからう。《史料C》の引用部分は、千葉胤富が永禄七年香取内海の海戦に先立って、香取内海下流域の船を集めるように命じた箇所であるが、本稿で注目するのは、「少々向郷（常陸国側）」にある舟については網代木の用などが調つたといつて、此方へ呼ぶように取りなさない」といつている点である。常陸国側の向郷の船を網代木の用意が調つたといつて此方へ呼び寄せるといふのは、香取内海下流域の網代での漁猟作業が、流域兩岸の此方（下総国側）と向郷（常陸国側）の津々に属する海夫が共同で行うものであったからではないか。¹¹⁾

そうだとするならば、網代を差す此方と向郷の津々に属する海夫（百姓）はこの内海の漁猟に対する入会の権利を有していたことになる。そのために海上千葉氏としての千葉胤富は《史料B》において、此方の津々が「久しく差しきた網代」を向郷の百姓（海夫）の訴えを受けて、一度は網代を停止し没収したのであった。しかし、此方の百姓（海夫）の陳状があると、「前々のごとく差し来候通りのあち（網代）」を返却することとし、それを公権として「御印判を以て、相定めた」のである。

胤富は海上千葉氏として下総国海上郡を含む香取内海下流域に対する上級の領有権者であり、香取内海での入会慣行を前提とした下総国側と常陸国側の海夫よる網代の設置をめぐる争論に対する仲裁

者あるいは裁定者たることによって、香取内海下流域への領有権さらには上級支配権を強固なものとしていったのである。香取内海の領主たる千葉胤富にとつて、香取内海(海夫)の海夫（百姓）に対する支配は、網代や網の設置権に関わるところで発揮されるものであった。それも実際は、請負商人を介しての関係であった。他方で右の事実は香取内海での入会慣行の実態として注目されるのである。

そして、実際の網代は《史料A》では、海夫の長と推定される「与三郎」が商人の宮内清右衛門尉分の麻網を請け取っているように、すでに海上千葉氏のもとにある豪商による請負的な関係が成立していた。《史料B》の宛先である高田・野尻の各商人衆中は、網代の請負商人といふべきである。

2 近世初頭の網代奉行衆

戦国時代には、網代の設置は中世の鬼怒川水系や香取内海下流域で広く行われていたと推定されるが、近世初頭の霞ヶ浦と北浦が利根川本流と合流した辺りの「香取浦」（中洲化が進行し「新島領」とも呼ばれた）では、慶長年間（一五九六―一六一五）には「あち（網代）奉行衆」が存在したことがわかる。すでに原淳二が検討した、新島領を含む矢作領を管理した関東総奉行の青山忠成の書状などからである。¹²⁾これは『海上町史』が慶長十年（一六〇五）九月の項目に、「下総国矢作領より利根川鮭を御菜魚として、幕府に献上する」（『海上町史 史料編1』七〇五頁以下）。

《史料D》

(尚々書き略す)

態以飛脚を申入候、然者其元のあち出来候哉、さけハ壹ツもとり不申候か、堅申付、とれ次第第二爰元へ早々越可被申候、將軍様駿府へ御成被成候前二上申度候間、念を入堅可申付候、我等のあちとれ不申候て、自然外二てとり申候とも、かわせ二て可有候、かならず油断有間敷候、府川ハ昨日さけ一尺上申候、其許之も、とれ次第夜中をかきらす早々越可被申候、以上

八月七日

播磨印

中七兵衛との

あち奉行衆

勘解由殿

七右衛門との

七郎右衛門との

「播磨」が青木忠成であり、宛先の「中七兵衛」は代官の中根七蔵で、「あち奉行衆」が「勘解由」以下の三名である。勘解由とは下総国根郷三か村（津宮・篠原・佐原。香取市）の佐原村の伊能勘解由景常であり、七右衛門と七郎右衛門も名主役である。関東総奉行の青山は、代官の中根とあち奉行衆に対して、香取浦への「あち」（網代）の設置はできたか、まだ鮭は一つも取れないのか、將軍の駿府お成りまでに取るように。もし「我等のあち」で取れず、外でとれたなら「かわせ」（交換）してもらいなさい、と催促している。この「あち」が網代であることは確実である。

また青木は、伊能景常宛に繰り返し鮭の上納を求めており、九月十六日付けの書状では、「さかな入申候間、あちの者とも并二奉行

人二も堅被申付」とあり、伊能景常などの「あち奉行人」（網代奉行衆）に対して、実際の漁民を「あちの者とも」と呼んでいる。また、十月十四日付けの書状には「篠原二あじより鮭一尺相届請取申候」とあり、網代は篠原村にも設置されていた。

七月二十八日付けの書状では、網代奉行衆に網代の設置を促している。

《史料E》

(尚々書き略す)

急度申入候、仍其許之あじ之奉行を越申候間、每方ハ普請をさせ鮭ひかせ有べく候為を申入候、又検見二而もさせ可申候哉、此間二是も越可申候、委者此者可申候、いつものことく繩竹くい木何分にて成とも調可被申付候、ふち方何連之入目候も、いつものことくに渡可被申候、ふさた有間敷候、いつもおそく候てさかないいけかね候間、少も早いそき候て尤二候、恐々謹言

七月廿八日

幡摩印

矢作二而

勘解由殿

七右衛門殿

七郎右衛門殿

この書状では、あじ（網代）の設置を《史料D》の「あち奉行衆」と同じ「勘解由」以下三名宛に「あじ（ち）之奉行」を急がせているが、ここでは「いつものことく繩竹くい（杭）木何分にて成とも調可被申付候、ふち方何連之入目候もいつものことく渡可被申候、ふさた有間敷候」と指示がなされている。

網代を設置する際には、①いつものように縄や竹、杭木を必要な分調達すること、そして「ふち方」が「扶持方」（食料のこと）のなら、②縄・竹・杭木などをそれぞれの位置に並べ置く際に何連分の入目（必要費用）があつたとしても、「扶持方」（食料のこと）についてはいつものように支給しなさい。無沙汰があつてはならない、というわけである。網代奉行衆は、網代を設置するための縄や竹、木杭を準備し、網が何連必要となつてもその費用と食料を「あち（じ）の者とも」に支給して、網代を設置させ、網を引かせたのであつた。原淳二は「村の主だつた者を網代の責任者である「あち奉行衆」に任命し、彼ら（村）が費用を負担して網代を作」り、「村の「あちの者とも」に漁業をさせていた」としているが、漁獵で稼ぐ「あちの者とも」のなかには、村（あるいは津々浦々）の所屬を離れて稼ぎにでる者も多かつたと考えられる。

こうした戦国末期から近世初頭にかけての香取内海での網代漁は、室町時代―「海夫注文」の時代の香取内海での海夫による入会での漁獵慣行を前提としたものであつたが、その経営方法は二つに分離していった。一つは、海上の宮内清右衛門尉の場合のような、豪商による請負経営であり、もう一つが佐原村の場合のような、幕府直営での村の網代奉行衆などによる経営である。下総国の根郷三か村が香取浦に認められた入会の網代場は、佐原村が一か所（じつは伊能家の個人占有）、津宮村が六か所、篠原村が二か所であつた。海上千葉氏の千葉胤富による香取内海下流域の海夫・海夫船として網や網代の設営に関する権限が、幕藩体制下での御留川や網代の設営権の前提となつたのである。

二 下総国海上郡須賀郷周辺での製塩と水運

1 須賀筋からの塩荷と流通路

第二期の永祿三年（一五六〇）十月、下総国小見川を拠点に香取内海下流域および海上郡に侵攻した上総の正木氏は、同年十一月十日付けで千葉胤富の支配下にあつた海上郡野尻宿の商人宮内清右衛門尉に対して、「房州・上総・下総三カ国味方中」での商売の自由を認める過書を発給し（宮内文書三号）、さらに四日後には、野尻宿商人中宛に次のような判物を出していた。

《史料F》正木時茂判物写（宮内文書四号）

須賀筋より下、しほ荷之事

一月之中十五日、舟木・野尻之宿二可下、後日於城取之上者

根小屋へ可引之者也、仍如件、

永祿三年極月十四日

（花押影）

野尻宿商人中

「須賀」は下総国海上郡須賀郷（旭市）辺りのことで（図1）、「筋」は道すじほどの意味であろうから、須賀郷の道すじから下された塩荷のことが主題である。次の《史料G》にみえるように須賀郷は塩の生産地であり、須賀郷からの塩荷が「須賀筋」から舟木・野尻宿に下された。「一月の中十五日」は、この判物の日付が前年末の十二月十四日であることから、翌年の一月十五日までにとつた意味と理解してよからう。小見川を拠点とした正木時茂は、舟木・野尻に下された塩荷を、後日「城取」（城郭を構える意味）＝築城が

成つたら城下の根小屋に引き移すように、と野尻宿商人中に命じている。野尻宿商人中の主体は、もちろん宮内清右衛門尉である。《史料F》の意味するところは、別稿で述べたように、正木氏が千葉胤富から、海上郡須賀郷での製塩とその流通路、そして舟木宿と野尻宿の宮内を含む商人中を掌握したことである。ここでは須賀郷での製塩と、須賀郷と舟木宿・野尻宿を結ぶ流通路に注目しておきたい。

正木氏が一時確保した須賀郷の製塩と流通路の支配権は、第三期の永禄七年の香取内海の海戦に千葉胤富が勝利することで、胤富側に回復された。それを示す史料が次の千葉胤富判物である。

《史料G》千葉胤富判物(原文書一号)

塩荷より五文役之事、去一乱之内、塩竈二懸、毎月所務、其礼証を以、須賀中之地下人等侘言候歟、尤相心得候、但塩荷所々江可漏行儀、中野源左衛門尉一人之仕置ニ不可成候条、如前々、其方手代をも同前ニ可申付候、是併塩舟之出役并地摺之役等ため二候、若及異儀者有之者、搦捕可遂披露也、仍如件、

永禄八年^(一五六五)乙丑 七月廿日 胤富^(千葉)(花押)

石毛大和入道殿

原大炊助殿

「塩荷より五文役」というのは、塩荷に五文子つまり五分(5%)の役銭(税)を懸けるという意味であろう。「去一乱」を、別稿で明らかにした「永禄七年香取内海の海戦」のことだとすれば、胤富はその戦乱の最中に軍費を調達するために、臨時に塩竈に役銭を懸けて毎月所務(収納)していたのであった。戦乱終息後の永禄八年になり、それに対して、塩竈への臨時税を負担してきた「須賀中の地下人等」が侘言(訴願)をしてきたのである。その際に、地下人

等が証拠とした「其礼証」とは、戦乱中に塩竈に懸けられた役銭があくまでも臨時のものであることの証文か、あるいはその役銭の支払い証文(返抄)のことと考えられるが、ここでは後者としておく。千葉介でもあった胤富は、森山城の城代(城将)の石毛大和入道と原大炊助に対して、須賀郷の地下人等の侘言について「もつとも相心得候」(同意・認める)ように指示している。胤富は須賀中の地下人等の侘言(訴願)の内容は、臨時の塩竈への役銭の終了である(う)を受け入れるように指示するとともに、塩荷が他所に流出することがないように、中野源左衛門尉(須賀郷の地侍か)一人の「仕置」(差配・取り締まり)とせず、これまでのように城代の石毛・原の手代に対しても塩荷の流出がないように手配させなさいと命じている。

そのうえで、胤富は別途、塩竈ではなく塩荷への五文役(塩荷役)を恒常化しようとしたものと考えられる。そのために但書として、新たな塩荷役が「塩舟の出役ならびに地摺の役等のため」であると地下人向けの説明をし、「もし異儀に及ぶ者(地下人等)これあらば搦捕り披露を遂げるべき」ことを命じているのである。

結局、《史料G》は、正木氏が確保しようとした「須賀郷での製塩と須賀郷と舟木宿・野尻宿を結ぶ流通路」の支配権を胤富側が回復し、その保全を命じたものであるとともに、新たに「須賀筋」での塩荷への五文子(五分)の役銭(塩荷役)の徴収を指示したものであった。

黒田基樹は、塩荷役賦課の説明にあった「塩舟の出役」が「塩船を浜から出すための送り役」で、「地摺の役」は「船を浜に引き揚げる役と思われる」としている¹⁵⁾。こうした夫役分が塩荷への五文

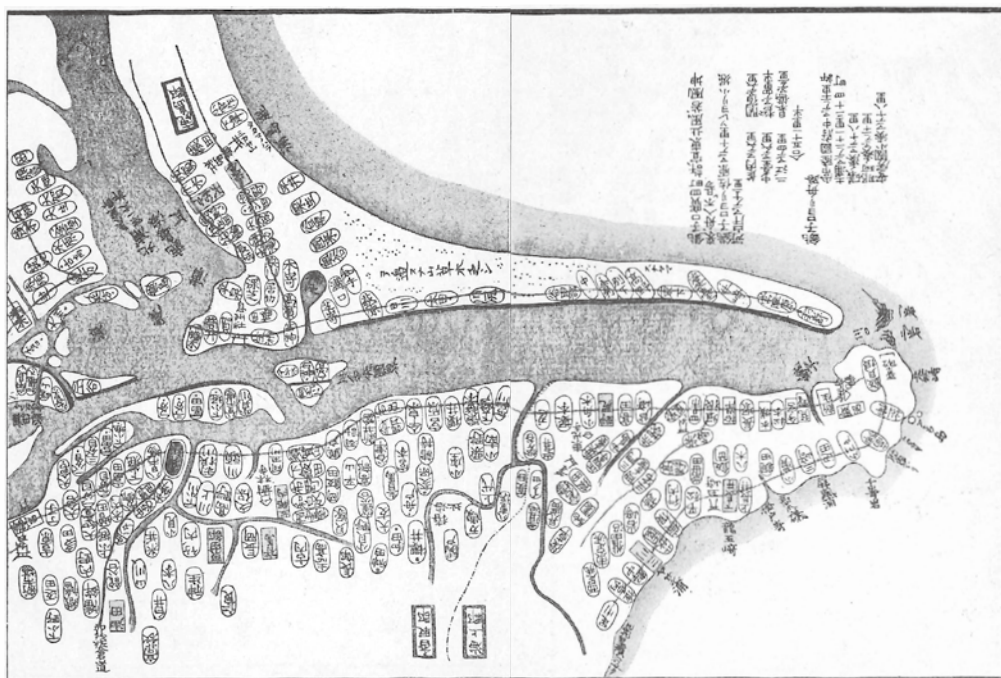


図2 「利根川全図」(下流域)
赤松宗旦『利根川図誌』(岩波書店, 1938年) 44・45頁より

役であるという領主胤富の説明に対する地下人側の異議が想定されており、「搦め捕る」との脅しがなされていた。塩荷役の賦課は、須賀郷周辺の領民と海上千葉氏との争点となっていく。

そしてもう一つ注目すべきは、「須賀筋」(須賀郷と舟木宿・野尻宿を結ぶ流通路)の塩荷が「塩舟」によっていたことである。この須賀筋は、陸路であるとする説と水路とする説があるなかで、滝川は、近世全般において下総国東部の村々の年貢米や九十九里浜の干鰯・鰯粕などの海産物は、網戸村(旭市網戸)の中継駄賃問屋に集められ、網戸から陸路で野尻・高田河岸に搬送されて、両河岸から近世利根川水運Ⅱ内川廻しが利用されたことを重視し、戦国末期の須賀郷からの塩荷も陸路によったとしていた。これにしたがうとしても、須賀筋において、「塩舟」が一部利用されたことは確実であろう。¹⁶⁾

2 商人宮内による製塩の請負と塩船

さらに第四期にあたる、次の史料は須賀郷に近い「三川」(旭市三川。図3参照)での製塩に、海上の商人宮内清衛門尉が関わっていたことを示すものである。

《史料H》千葉胤富印判状写(宮内文書七号)

さん川にてか、へ申田地之事

五段くたされをく所也、仍しをかま之事ハ、上申へき分申之上、

其ことくあひまかせらるゝ者也、仍如件、

元禄三年(一五七二) 王 申

(鶴丸黒印影) 閏正月三日

役人衆 奉之

宮内清右衛門尉殿

追而、御舟之事こしらへ申候由候間、当年者五百文ゆるさせられ、七貫五百文おさめさせられへき也、以上、

壬申は元龜三年（一五七二）であり、第四期にあたる。千葉胤富は、この判物で、三川に所有している田地のことについて、その内の五段を宮内清右衛門尉に与えておいたところであるといっている。「仍」以下が難しいのであるが、ここでは塩竈のことについては、宮内が「上申へき分」（上納金の額）を申ししてきたのでそれを認め、塩竈による製塩経営は宮内に任せるといった意味と理解したい。

すでに盛本昌広は、「宮内清右衛門は三川において塩釜を所有（あるいは経営）していて、千葉氏に対し、その塩釜から生産される塩の一定量を上納する義務を負っていた。千葉氏は、その代償として田地三段を給与し、上納分を除いた塩に関しては宮内清右衛門が自由に処分することを保証した」としている¹⁷。宮内は三川での製塩経営を請負ったわけである。

追而書で胤富は、「御舟を拵えるというので、当年（元龜三年）は八貫文の上納金の内、五〇〇文を免除して、七貫五〇〇文を納めなさい」と指示している。宮内は三川での製塩の経営を上納金年に八貫文で胤富に対して請負ったわけであり、三川の田地五段はあるいは「塩田」である可能性も考えられる¹⁸。

七年前の永祿八年（一五六五）の《史料G》では、「去一乱」の際に須賀郷の地下人等が焼く塩竈に役銭が懸けられ、一乱後には須賀筋の塩荷に五文字の塩荷役が賦課されようとしていた。塩荷役の新たな賦課は、「去一乱」の際に臨時に賦課された塩竈への役銭の停止を求めた須賀郷の地下人等の「詫言」を受け入れたうえで、の対

応であったが、ほぼ同じころ、次節でみるように、三川と三川に隣接する横根・野中の百姓らが「郷中開」（逃散）をしていた。この段階での須賀郷や横瀬郷の三川村などでの塩竈の経営の主体は、地下人Ⅱ百姓によっていたとみてよからう。ところが、七年後の《史料H》では、三川に五段の田地（あるいは塩田か）を千葉胤富から給与された宮内清右衛門尉が、毎年八貫文の上納金で三川の製塩経営を請負っているのであった。百姓逃散後に、少なくとも三川では、製塩経営の主体が、三川村の百姓から海上の有力商人宮内に移り、宮内による請負経営に転換されたと考えられる。三川村の百姓は宮内による製塩経営に雇われる者となったであろう。

なお、《史料G》に「塩舟之出役」とあった「塩舟」についても、《史料H》では、宮内が「御舟を拵えた」とあり、それによって製塩の請負経営による上納金が五百文免除されており、この「御舟」も製塩あるいは塩荷の運送に関わる船であったろう。また、宮内は、永祿十三年（一五七〇）に築田持助から「下総小南より乗船一艘」へ実城役をかけられ、その船が築田氏の役船とされていた（宮内文書五号）。宮内は、香取内海の廻船人でもあったのである。さらに鬼怒川流域の塩船については、下総国布川での「塩船」が知られている。やはり盛本が注目したように、布川では商人福田民部少輔が布川津に属する年中穀船一艘と「塩船二艘」の津料の免除を、古河公方足利義氏配下の豊島貞継によって認められていた¹⁹。

第一章でみたように、この後の第四期にあたる天正元年（一五七三）八月の《史料A・B》からは、宮内が千葉胤富に対して、笹川の網代や香取内海下流域の網代経営を請負っていたことがわかるのであった。盛本昌広「中世東国における塩の生産と流通」

は、論考のまとめとして「一人の商人が塩・魚を一手に扱うのが通常であったろう。とすれば領主による魚の収取も塩の場合と同様に、商人に依存していたと考えられる」としていたが、そうした商人の典型が宮内清右衛門尉であり、商人宮内に依存した領主が海上千葉氏としての千葉胤富であったということが出来る。

三 百姓逃散と新たな地域編成

1 「郷中開」と「百姓の足弱」

次の原文書は、先にふれたように、《史料G》での「須賀中の地下人等」の侘言（訴願）と関わる注目すべき史料である。

《史料I》千葉胤富カ書状（原文書二二号）

尚々、太田箕庵などに足弱杯とり候由、とらせ可被申候、其外之儀者、不及申候。

重而被仰出候、仍横根・三川・野中之百姓之足弱とらせ被申、其上尚彼郷中に出家成共、一円不可指置候、殊ニ於塩竈、塩なとやかせ被申間敷候、自然、其いとなミいたし候はん竈をハ打破、放火尤候、郷中開候と号し、門道など堀切候、一理迄にて踞候者、被仰付候書出之衆を、御折檻なされへく候、大かたに被存候て者不可叶候、先日御断之ことく、長禪寺計指置申、其外之法師原まで」

（後欠）

《史料I》は後欠のため年次が不明であるが、野中村（旭市野中）

や長禪寺にふれられており参考となる。長禪寺は、野中村に所在した寺院であるが、同寺の本尊愛染明王坐像には、著名な胎内墨書銘がある²⁰。その墨書銘によれば、「当寺殿堂仏像」新造の謂れとして、「去る乙丑年（永禄八年、一五六五）十二月六日曉天に遠金（東金）より当村に放火に及び、その刻寺院片時焼亡す」とある。野中村に放火した「遠（東）金」（東金市）の勢力とは、里見方の東金酒井氏か正木氏であろうとされている。その後、翌年の永禄九年から寺院の再建がすすめられ、十一年に本堂が、十二年に愛染明王坐像の造立がなっている。ところが、《史料I》にみえる「放火」は明らかに胤富の家臣による行為である。つまり《史料I》には、遠（東）金からの軍勢による野中村や長禪寺への放火についてはふれられていないのである。このことから、《史料I》の千葉胤富書状は、永禄八年十二月六日以前の、第三期のものとなる。

さて、《史料G》にみえる「須賀中の地下人等」の侘言は、永禄八年七月二十日以前のことであり、《史料I》にみえる事態は、同年の十二月六日以前に起こったことであった。胤富は、《史料G》の書状で、塩荷への五文役（塩荷役）の賦課に対する須賀の地下人等の異議の申し立てを警戒していたが、《史料I》によれば、須賀郷の南に接した横根郷三か村（横根・三川・野中）などでは百姓によって「郷中開候と号し、門道など堀切候」という行為がなされていた²¹。すでに黒田基樹が指摘しているように、戦国時代の東国では、百姓の逃散が「郷中開」あるいは「郷中明」といわれた場合があり、「門道などを掘り切る」ことも逃散に関わる行為であった²²。

《史料I》での「郷中開」では、百姓たちは村の門道などを掘り切り、村を封鎖したうえで、大人の男は村外に逃散したが、「足弱」（老人



図3 海上郡須賀郷・横根郷と樁海『明治前期関東平野地誌図集成』所収の迅速測図「旭」「八日市場」を縮小し、加筆。

や女・子供」は村に籠ったものと思われる。²³ また、「一理迄にて踞候者」の「一理」が「一里」だとすれば、「横根・三川・野中の村々から一里までのところに逃散した百姓等が踞っている(潜んでいる)のならば」ということになる。²⁴

胤富は百姓による逃散を破るために、村に籠った「横根・三川・野中の百姓の足弱」を捕捉させ、「足弱」とともに村に残った出家(法師原とも書かれている)僧侶の在留も認めなかったのである。²⁵ もちろん、郷中に残った百姓の足弱や出家(僧侶)に塩竈で塩を焼くことも禁止、もしそうした営みが行われたなら、塩竈を破り、放火してもよいというのであった。ここで胤富が指示していることは、中世社会の領主と百姓間の基本的な関係性(百姓の「去留の自由」)を否定しようとするものであった。²⁶

そして、「被仰付候書出之聚」が、森山城の城代の石毛大和入道と原大炊助に対して胤富が仰せつけた首謀者の名簿ということであるならば、「郷中開」の首謀者を折檻するように命じたことになる。²⁷ 「大かたに被存候者不可叶候」の「大かた」は大方であろうから、多くの人々(世間一般)に、こうした処罰が「存ぜられ候ては叶うべからず候」(知られてしまつてはできないことになる)ので、秘密裏に行えといっているのである。

さらに「先日御断之ことく、長禪寺計指置申、其外之法師原まで(後欠)については、「なお郷中に出家成共、一円に指し置くべからず候」と対比されるもので、「長禪寺(の僧侶)ばかりは郷中に留まらせるが、その他の法師原までは許されない」、これが「先日(胤富)の御断」(自敬表現)であるといっている。長禪寺(の僧侶)はなぜ許されるのか。右にふれた長禪寺の愛染明王坐像の永

禄十二年（一五六九）五月吉日付け胎内墨書銘の中心には、

地主千葉介殿肥前 三崎莊横根郷野中長禪寺愛染本願

とあるように、「地主」としての千葉胤富による野中村支配は長禪寺無くしてはあり得なかつたためである。長禪寺を特別扱いすることで逃散破りを合理化し、長禪寺を中心に村の「秩序維持」（逃散百姓の帰村）を図ろうとしたものと考えられる。

なお、《史料I》の尚々書きにある、「太田箕庵などに足弱杯とり候由、とらせ可被申候」というのは、野中村の北西に位置した匝瑳郡太田村（旭市二）の箕庵などの寺庵に、捕捉された「足弱」が収容されたことを意味している。太田村は右の胎内墨書銘に「脇細工 太田／西福坊 同／専光坊」や「大公太田清衛門」とみえ、野中村とも関係が深かつたが、他方で、郡境（樺海と九十九里浜を結ぶ水路）現在の仁玉川・新川筋を越えた匝瑳郡側にあつた（図3）。太田村の箕庵などは、海上郡に属した「横根・三川・野中村の百姓の足弱」を捕捉しておく場所として、郡境を超えた郡外の寺院であることに意味があつたと思われる。

《史料I》での「郷中開」は、《史料G》の永禄八年七月から、墨書銘にある里見方軍勢の野中への侵攻・放火があつた同年十二月六日の間に起こつたと考えられる。あるいはこの逃散は、里見方軍勢の侵攻と関わるのかもしれない。少なくとも、百姓逃散の状況が、里見方の軍事侵攻を誘発（里見方が好機と考えた）した可能性は高い。この侵攻によつて、千葉胤富側はまずは逃散した百姓の帰住を急いだと考えられる。そのためには、百姓側の要求（その内容は、《史料G》での須賀の地下人等と同じ「塩荷役」賦課の撤回であつたか）は認められたものと思われる。

しかし、《史料H》でみたように、元龜三年（一五七二）までには、少なくとも三川での塩の生産は海上の商人宮内による請負経営となつてくのであつた。

2 愛染明王坐像胎内墨書銘にみえる新たな地域編成

実際のところは不明であるが、長禪寺の愛染明王坐像の墨書銘には、「結句、その年（永禄八年）は寒立にて五穀一として不熟」であり、翌永禄九年には、「人民餓死五ヶ村の内千余人なり」とある。里見方軍勢による侵攻・放火に加えて、永禄八年は農産物が不熟であり、翌年には深刻な飢饉となつたという。²⁸しかし、その永禄九年からは長禪寺再建がすすめられ、第四期となる永禄十一年には本堂が、そして永禄十二年には本尊愛染明王坐像が造立されたのである。あまりにも早い、長禪寺の復興は、「結句、その年は寒立にて五穀一として不熟」に続く、銘文に関わろう。

然間、（永禄九年）寅年春モミ八升□秋二□麦一斗、六月ノ末モミ四升ム
キ六升、依人民餓□五ヶ村之内千余人也、雖然、門徒誦反斷
之□□□之内七□□イ□□ヲ□□

正確には意味がとれないが、寅年の永禄九年の春夏の飢饉による餓死者千人余の状況のなかで、長禪寺の門徒による誦経が繰り返されることで田畠の実りが復活した、といったことが書かれていると思われる。復興に向けた取り組みの早さを強調する銘文には、宗教的な意味合いが強く込められていよう。

そのうえで注目しておくべきは、墨書銘に記載された「五ヶ村之内勸進銭已上四貫八百計也」とある勸進銭は、岩井六良（郎）衛門

の子息の中將(十六歳)・法胤丸(十二歳)・小四郎(十五歳)と、内藤九郎の子息、ユワイ(岩井)新衛門の子息、そして「常住衆」などによるとあることである。他にも、「内方二郎兵衛息新三郎各々分之／合力アリ」ともあるが、「内方」とは愛染明王坐像の胎内のことであろうか。ここにも「二郎兵衛息」とみえる。

勸進者が、「五ヶ村」(野中村を含む墨書銘の「三崎莊横根郷」内で、横根村・三川村も入ろう)の有力百姓と考えられる岩井氏と内藤氏の子息五名、そして長禪寺の「常住衆」であったことに特別な意味があるのではないか。もちろん、宗教的な意味合いも考慮すべきであろうが、『史料Ⅰ』の郷中開の際に野中村などの村内に残った「足弱」(老人・女・子供)と「出家」(長禪寺の僧侶は捕捉されず)こそが長禪寺再建の主体とされていること、を読み取るべきなのではないか。また、次にふれる「御衣木 泉河薬師堂ノ内木」の次の行から二行にわたって、「ハセ部母、千代松、主計、弥四郎、熊千代、千代ワセ、神七、源五郎猿虎」と記載された氏の無い八名も「足弱」であろうか。そうだとすれば、なおのこと野中村長禪寺の復興は、郷中開(百姓逃散)に際して村に残った「足弱」と長禪寺の「常住衆」を主体となされたか、あるいは墨書銘にはあえてそのように書き込まれたということになる。

他方、大人の男は、永禄九年に「クリ(庫裏)ヲ造り遂本意」³⁰る際には、「ユワイ(岩井)六郎右衛門」が合力しており、永禄十一年に「瀧別当の坊を買取り堂を造立」するにあたっては、一貫文を「岩井源兵衛」が負担し、「右衛門四郎」が合力している。岩井一族の財力が目を引くところであるが、大人の男は合力者として記載されているにすぎないのである。

小笠原長和が注目したように、これ以外にも横根郷周辺からの助力があった。³¹先述のように脇細工には「太田」(旭市二)の西福坊と専光坊がみえ、「大工平衛門」の下には「蛇菌」(旭市蛇園)の自性院長宗とある。「九月十五日棟上」の下に割書きされた「大公太田清兵衛」の「太田」も地名とされている。周辺の太田や蛇菌などから、寺院に属する脇細工や大工などが集められたのであった。愛染明王坐像を造るための「御衣木」は、「泉河」(旭市泉川)の「薬師堂ノ内木」が利用された。また、屋根を葺く「平木」については、「延寿坊買タリシヲ本ノ木／一車十疋二所望申也」とあり、一車十疋(一〇〇文)で延寿坊から購入したものであった。小笠原は、延寿坊を現在の旭市井戸野(旧匝瑳郡)にある真言宗延寿寺のこととしている。延寿寺は南北朝時代からの印信を残す古刹で、学僧の活動が盛んな中世以来の寺院であった³²。これらを含めて、約十二か寺ほどの寺院名が愛染明王坐像の胎内墨書銘には記載されている。長禪寺の復興には、これら周辺の寺院・寺庵の積極的な助力もあつたのである。

しかし、墨書銘に「地主千葉介殿「胤富／御代」とあつた千葉胤富の名は、勸進に応じた者としても、合力した者としても記載されていない。このことも考えてみる必要がある。野中村長禪寺の復興は、横根・三川・野中を含む横根郷五ヶ村の「足弱」と長禪寺の「常住衆」を主体とする形で、岩井氏などの有力百姓や周辺寺院・寺庵の合力・助力によってなされたものであったが、「地主千葉介殿」は勸進も合力もしていない。他方で、合力した太田村や泉川村は椿海から九十九里浜に流れ出る郡境の川(現在の仁玉川筋)の西側、匝瑳郡内に位置した村であり、助力した箕庵や延寿坊(寺)な

どの寺院・寺庵も同様であった。このことから、郡境の川を挟んでの新たな地域的な結びつきをみてもよいと思う。戦国の戦乱後の新たな村や地域の秩序、地域編成はすでに準備されていたものと考えられる。

おわりに

これまで三章にわたって検討してきたことを、はじめにふれた千葉胤富が活動した四つの時期区分にもとづいて整理してみたい。

第一期（弘治三年～永禄二年（一五五七～五九）には、海上千葉氏の胤富による香取内海下流域や海上郡域の支配権が確保されていた。しかし、第二期（永禄三年～永禄六年（一五六〇～六三）に入ると、永禄三年十月に上総の正木氏が香取内海下流域・海上郡域へ侵攻し、胤富の支配権を奪取する。それを示す史料が《史料F》である。正木氏は、胤富が掌握していた海上郡須賀郷周辺での製塩とその流通路、そして海上の商人宮内を含む舟木宿や野尻宿の商人中を掌握したのであった。

しかし、第三期（永禄七年～永禄九年（一五六四～六六）の永禄七年、胤富は《史料C》のように、香取内海下流域の海夫船を集めて軍船とし、正木氏との海戦（永禄七年香取内海海戦）に勝利する。海上郡域の支配権を奪い返した胤富は、永禄八年七月には、須賀筋での塩荷に対する五文字子の役銭（塩荷役）の徴収を森山城の城代（城将）に指示した（《史料G》）。胤富は、永禄七年香取内海海戦の際に、須賀郷の地下人等が焼いていた塩竈に対して臨時に

役銭を賦課したが、新たな塩荷役の賦課は、臨時の役銭の停止を求めた須賀郷の地下人等の侘言を受け入れたうえでの対応であった。

同じ頃、須賀郷の南に接した横根郷三か村（横根・三川・野中）では、百姓による「郷中開」（逃散）が行われていた。横根郷も須賀郷と同様に塩の生産地であり、須賀郷と同じ塩荷役が賦課されたことに対する異議申し立てのための逃散であったと考えられる。横根郷三か村の大人の男たちは、村から逃散して周辺に据まった（潜んだ）が、「門道など堀切り」、封鎖された村の家屋敷に隠れた「足弱」（老人・女子ども）や「出家」は、家族や村人の命を守り、家や村の維持に努め、塩竈で塩焼を続けようとしていた。こうした三か村での逃散に対して、胤富は《史料I》で、「郷中開」（逃散）中の「足弱」や「出家」による塩竈での塩焼きを禁じるとともに、「足弱」については、捕捉し近隣の太田村の箕庵に一時収容した。村の周辺に隠れた男どもについては、首謀者を折檻することで、他の者の帰村を促そうとした。胤富が逃散を収めるために仲介を期待したのは、「出家」（僧侶）でありながら、在村を許された「長禅寺」（の常住衆）であった。こうした事態は、永禄八年秋のことであったと思われる。

横根郷三か村での百姓逃散に対する対応に、胤富や胤富からの指示を受けた家臣たちが難渋するなかで、同年十二月には、里見方軍勢による野中村への侵攻・放火が行われた。さらに、永禄八年は冷害の年であり、翌九年には横根郷の「五か村の内」の人民千余人が餓死したという。史料はないが、きっと三か村での百姓逃散は百姓の要求（塩荷役の賦課の撤回）を受け入れる形で収束したであろう。里見勢による占領は免れたようであり、その後の野中村などの復興は野中村長禅寺の再建、なかでも「愛染明王坐像」の造立を象徴的

なものとしてすすんでいった。長禅寺の再建や同寺の愛染明王坐像の造立の主体は横根郷五か村(野中などの三か村含む)の「足弱」や長禅寺の「常住衆」であった。財政的にそれを支えたのは、「地主千葉介殿」(千葉胤富)ではなく、横根郷の有力百姓の岩井氏一族などであり、海上郡横根郷の村々や郡境を越えた匝瑳郡の村々を含む野中村周辺の脇細工・大工や寺院・寺庵などによる合力・助力によるものであった。そこに、新たな村や地域の秩序、地域編成の形成をみる事ができる。これが本稿の考えである。

他方、第四期(永禄十年〜天正七年(一五六七〜七九)の《史料H》)によれば、千葉胤富から海上郡三川村に五段の田地を給与された海上の商人宮内は、毎年八貫文の上納金で製塩経営を請負っている。宮内が請負った製塩経営が三川村だけなのか、周辺の塩の生産地の村々での製塩も含むのかは不明である。しかし、三川村を含む横根郷内の三か村での「郷中開」(逃散)後に、この地域での塩生産が、部分的なものかもしれないが、塩荷の売買・流通に関わる海上の有力商人宮内による請負経営に転換していることの意味は大きい。というのは、宮内による請負経営は、同じ第四期の天正元年(一五七三)八月の《史料A・B》からわかるように、香取内海下流域の笹川などでの網代においてもすすめられていたからである。海上の商人宮内は、別稿で述べたように、中世の鬼怒川流域や香取内海を航行する商船を所有した内海の廻船人であるとともに、香取内海下流域での網代の経営を請負い、さらには海上郡の須賀郷や横根郷での製塩経営を請負うという多角的な経営を行う豪商へと成長してくのであった。³³

戦国時代末期の海上千葉氏(千葉胤富)による香取内海下流域お

よび海上郡を中心とする周辺地域に対する領国支配を検証してきたが、私にはこうした状況が近世社会へどのような展開していくのについては、第一章で根郷三か村の佐原村での網代奉行衆と「あちの者とも」との関係にふれただけで、十分に論ずる能力はない。ただ一つだけ、野中村長禅寺の愛染明王坐像の墨書銘にしばしば登場した岩井氏について、小笠原が次のように指摘していることを確認しておきたい。³⁴

岩井氏は、近世後期にこの地域の「大地引綱主」で「足川の御代官」と称された岩井重兵衛(または市右衛門)家に結びつく。つまり、元禄十一年(一六九八)以後に与力給地となった野中村近くの足川村(旭市足川)の岩井家は、領主から知行改め役を命ぜられ、その後も浜方取締・割元役などをつとめ、寛政元年(一七八九)の檀那寺たる野中の長禅寺の焼失に際しては、再建をはかり、同四年には「大般若経百卷」を寄付しているという。野中の長禅寺を檀那寺とする足川村の岩井氏が、戦国末期の野中長禅寺の復興に尽力した岩井氏一族に結びつくことは確実である。

注

(1) 宮内文書や原文書にみえる網代・製塩・「郷中開」についての主な先行研究としては、早くには、小笠原長和「戦国末期における下総千葉氏」(同『中世房総の政治と文化』吉川弘文館、一九八五年。初出一九七〇年)があり、その後に盛本昌広「中世東国における塩の生産と流通」(『三浦古文化』四五号、

- 一九八九年)、横田光雄「戦国期北総の流通」(『鎌ヶ谷市史研究』三号、一九九〇年)などがある。通史的な記述では、『千葉県の歴史 通史編 中世』(千葉県、二〇〇七年)第三編第二章第一節「千葉氏の領国支配」(執筆:黒田基樹)、同上第四章第二節「産業の発展」(執筆:盛本昌広)・第三節「房総における商人・職人の活躍」(執筆:滝川恒昭)がある。
- (2) 宮内文書については、滝川恒昭「戦国期房総における流通商人の存在形態」(千葉歴史学会編『中世東国の地域権力と社会』岩田書院、一九九六年所収)を参照。『千葉県の歴史 資料編 中世5』補遺(県外文書1)所収「[茨城県] 二「常総誌料」所収宮内文書」。以下、引用にあたっては該当箇所「宮内文書一」などと略記する。
- (3) 原文書については、外山信司「原文書」に見る森山城(石橋一展編『下総千葉氏』戎光祥出版、二〇一五年所収。初出一九九二年)・同「千葉胤富条書」について(『千葉市立郷土博物館研究紀要』二六号、二〇二〇年)などを参照。『千葉県史 料 中世編 諸家文書補遺』所収「千葉市立郷土博物館所蔵文書(原文書)」。以下、引用にあたっては該当箇所に「原文書一」などと略記する。
- (4) 原淳二「近世前期・下利根川流域の漁業」(『海上町史研究』三十一号、一九九〇年)
- (5) 鈴木哲雄「鬼怒川Ⅱ香取内海の地域世界」(『地方史研究協議会編『海洋・内海・河川の地域史―茨城の史的空間―』雄山閣、二〇二二年所収)。以下、前稿とする。
- (6) 鈴木哲雄「海上千葉氏と香取内海」(『都留文科大学研究紀要』九七集、二〇二三年)以下、別稿とする。
- (7) すでに、佐藤博信「常総地域史の展開と構造」(同『中世東国の権力と構造』校倉書房、二〇一三年。初出二〇一〇年)は、香取内海の地域世界を「常総地域圏」と呼んだうえで、室町・戦国期における地域的な一体性や地域統合の論理を具体的に明らかにしている。また、盛本昌広「中近世移行期の香取地域」(『千葉県史研究』一四号、二〇〇六年)は、政治史的な枠組みから「香取地域」の戦国期から近世への転換を論じている。
- (8) 当該期の千葉胤富に関わる政治状況や領国支配に関する基本的な研究には、小笠原長和「戦国末期における下総千葉氏」(前掲)がある。また、室町・戦国期の当該地域の政治的・軍事的な枠組みについては佐藤博信「常総地域史の展開と構造」(前掲)などを参照。ここでは、注(6)の別稿にもとづいて整理する。
- (9) 「二把十両目」の「把」が麻網を束ねたものの意味で、「両目」は目方であろうか。そうだとすれば、一把(束)十両の重さの麻網が二十把(束)ということになる。
- (10) 滝川恒昭「戦国期房総における流通商人の存在形態」(前掲)。横田光雄「戦国期北総の流通」(前掲)は、宮内清右衛門尉を千葉氏の御用商人として検討している。
- (11) 仮に香取内海下流域の「此方」を下総国側の小見川津より下流の津々とし、「向郷」を常陸国側の息栖津より下流の津々として、室町時代の「海夫注文」(『南北朝遺文 関東編』第五卷三七三・三七二七号)に載る津々を書き出しておけば、次のようになる。「此方」の津々は、小見川・笹川・石出・今泉・塩川・笹本・森戸・野尻・垣根・飯沼となり、「向郷」の津々は、息栖・

高浜・柴崎・萩原・鼻崎・新河・谷田辺となる。なお図1には一部のみに記載した。

(12) 原淳二「近世前期・下利根川流域の漁業」(前掲)

(13) 戦国時代から近世初頭の香取内海および近世利根川下流域での網代の構造については明確にできないが、参考に赤松宗旦『利根川図誌』(岩波文庫本、自序安政二年「一八五五」、一六四・五頁)の図を載せておく。この図は、巻三の「布佐」(我孫子市布佐)について「芭蕉翁鹿島紀行云、日既に暮れかゝる程に、利根川の畔布佐といふ処に着く。この川にて鮭の網代といふ物巧みて、武江の市に鬻ぐ者あり。宵の程その漁家に入りて息ふ。夜の宿醒し。この網代は水路を妨ぐるを以て是を廢す。今川側に網代場の名を存せり」に懸けてのものである。

図中には、「無相仕掛の図」これ網代の遺製なり／近時多く廢せり」とあり、仕掛けとして「イ 竹簧 六尺四方／ロ 鈴竹 下に絲が張る／ハ 竹ヤライの間六尺／ニ 水底の網／ホ 竹ヤライ」と書かれている。これらが《史料E》の「繩・竹・くい木」と対応し、さらに《史料C》の「あち木」もこの図にみえる「網代」の前提となるものであったと考えられよう。

「無相仕掛(網代の遺製)」について、赤松は「サケ川を上り来たり進みて、竹ヤライの中に入り鈴竹の下横に張りたる絲に触るれば鈴鳴る、この時長竿を以て水底の網をあげ出路を塞ぎ左右の網に追込めてとるなり、竹ヤライ竹簧の間あきたるハ、舟を乗込む処なり」と説明している。

また、前掲の『千葉県の歴史 通史編 中世』の「産業の発展」(盛本昌広執筆)は、「常陸川」の鮭漁について述べており、『利

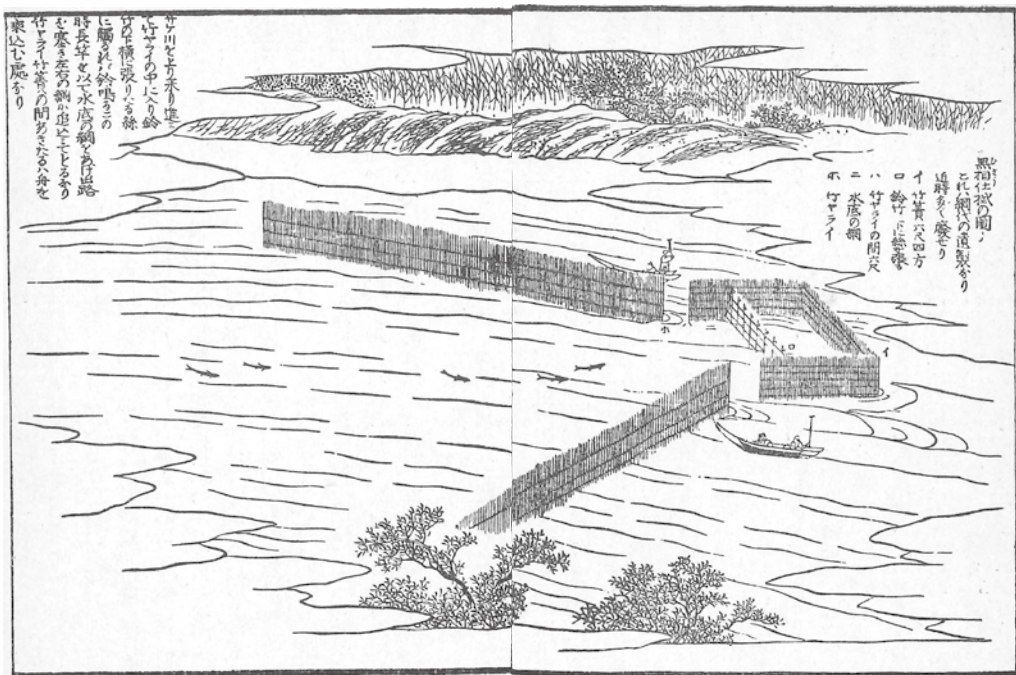


図4 「無相仕掛の図」
赤松宗旦『利根川図誌』(前掲) 164・165頁より

根川図志」に載る布川村（茨城県利根町布川。布佐の対岸）での別の「鯉魚大網の図」（六六・六七頁）を引用している。

- (14) 海上郡須賀郷について、小笠原長和「戦国動乱下の造像」〔前掲〕『中世房総の政治と文化』所収。初出一九七四年）は、吉田東伍『大日本地名辞書』の下総国海上郡須賀郷の条にある、高山寺本の「和名抄」に載る「須賀郷」は同本の石井と橘川（埼玉）の間であり、今の蛇園・後草・網戸辺りだろうとの説を引いて、須賀とは河海に面した砂原の地をさす語であることから、椿海の東南部に「須賀」が位置したとしている。これに従えば、後掲の網戸は、須賀郷内に位置づくことになる。なお、『千葉県の歴史 資料編 古代』（一六五頁）によれば、高山寺本では「石井 須賀 横根」の順に書かれており、現在の旭市岩井と旭市横根の間に「須賀」が位置づくことは間違いないだろう。

- (15) 黒田基樹「下総千葉氏の領国支配」〔同『戦国の房総と北条氏』岩田書院、二〇〇八年。初出二〇〇七年は、注（一）の『千葉県の歴史 通史編 中世』の記述である。〕「地摺の役」については、次の注（16）の考察にもとづけば、椿海側から香取内海側に塩船を「船引」「船越」させる際の「地摺の役」の可能性も考えられる。

なお、黒田は横田と同様に、須賀中の地下人等の侘言を受けて、胤富が塩荷の五文役を免除したと理解しているが、そうではなく、戦乱中に塩竈に懸けたものをやめたということである。なお、五文子（五分）の塩荷役の賦課は、海上千葉氏による新たな税といふべきか。

- (16) 滝川恒昭「戦国期房総における流通商人の存在形態」（前掲）。

説得力のある推定ではあるが、近世初頭までの網戸の位置付けについてはさらに検討が必要である。というのは、海上郡の須賀郷や横根郷周辺からの塩荷などの流通については、陸路のみではなく、干拓前の椿海での水運の想定ができるからである。

すでに遠山成一「中世房総水運史に関する一考察」〔『千葉城郭研究』四号、一九九六年〕は、椿海周辺での「舟戸」「船津」地名などに注目しつつ、椿海北東部から現在の黒部川最上流部との水運の連絡を想定していた。その後、青山宏夫「干拓以前の潟湖とその機能」〔国立歴史民俗博物館研究報告』一一八集、二〇〇四年〕は、精緻な歴史地理学的手法で、九十九里浜から現在の仁玉川筋（下流は現在の新川）が入海であった古代・中世の椿海と太平洋を結ぶ水運のルートであり、その水運は椿海が下総台地の北東部に入り込んだ中世の下総国東莊上代郷付近で台地を「船引」「船越」して、現在の桁沼川の上流部から水運で笹川津に至るか、あるいは現在の黒部川上流から水運で小見川に至る、内陸水運ルートの存在を確実視している。そうだとすれば、椿海が干拓される寛文十年（一六七〇）以前の網戸は、椿海と椿海から九十九里浜に通ずる水路口付近に位置し、椿海と九十九里浜からの水運の結節点にあたることになる。もちろん、陸路の多古銚子道と椿海水運の交差点でもあったろう（図1・3参照）。この点については、鈴木沙織「下総東部における水上交通」〔藤原良章編『中世人の軌跡を歩く』高志書院、二〇一四年所収〕も参照。

ならば、網戸に集積された物資は、寛文十年以前には椿海を水運で北上し、現在の東庄町船戸付近で一度陸揚げされ、現在

の黒部川の上流で再度、水運によって小見川津に至るルート（黒部川流域は香取内海の一部をなす大きな入江であった）や、東庄町大友付近（平忠常の拠点大友城跡がある）で陸揚げされたのち、水運で笹川津に至るルートなどによって、水運を主として運送されたと考えられるのである。《史料G》にみえる「塩舟」も椿海を北に向かい、「船引」「船越」されて香取内海の笹川津や小見川津に着き、さらに香取内海下流域を船で下ることで舟木宿・野尻宿に至ったのではなからうか。これが「須賀筋」から下された塩荷のルートとなる。ちなみに「利根川図志」（前掲）所載の「利根川全図」の内、近世利根川下流域付近の図（四四・四五頁）には、近世利根川に流れ出る小河川「忍川」筋と干拓後の椿海の周囲をめぐる「惣掘」とが夏目（東庄町夏目）・松ヶ谷（旭市松ヶ谷）付近で水路によって繋げて描かれている（図2参照）。「利根川と旧椿海とは水路で繋がっている」という意識が椿海の干拓後も存在したのではなからうか。

後にふれる海上の商人宮内が築田持助の役船とされた「下総小南より乗船一艘」も、小南の位置（図1）からして小南から笹川津を経由した香取内海へ鬼怒川筋を運航した船であったと考えられる。ちなみに「船引」「船越」に関わって、天正三年（一五七五）十一月十五日付け豊島某判物（過書）写（茨城県史料 中世編Ⅱ『水府志料所収文書一九号』に「陸舟」とみえることにも注目しておきたい。

(17) 盛本昌広「中世東国における塩の生産と流通」(前掲)

(18) 盛本昌広「中世東国における塩の生産と流通」(前掲)は、製塩技術史の研究成果を参照しつつ、須賀郷周辺での製塩が揚浜

式塩田によったものとしている。千葉胤富から宮内に下された田地五段は、揚浜式塩田としては広すぎるだろうか。

(19) 天正六年十一月二十一日豊島貞継過書（福田文書、『戦国遺文 房総編』第三卷一六六二号）。盛本昌広「中世東国における塩の生産と流通」(前掲)。同文書については、佐藤博信「福田家文書の検討」(同『中世東国の支配構造』思文閣出版、一九八九年。初出一九七六年)を参照。

(20) 永禄十二年九月吉日愛染明王坐像胎内墨書銘（長禅寺蔵、『旭市史 第三卷』戦国期千葉氏関係文書八三号、『千葉県史料 金石編一』海上郡二六号、『戦国遺文 房総編』第二卷一三四九号）。小笠原長和「戦国動乱下の造像」(前掲) および『旭市史 第三卷』(七一・七二頁)によって、詳しい解釈がなされている。本稿では、小笠原の解釈に学びつつ、部分的に修正をくわえた。

(21) 小笠原長和「戦国動乱下の造像」(前掲)は『史料I』を正木時忠による侵攻の際の状況としていたが、横田光雄「戦国期北総の流通」(前掲)は「千葉氏の強圧的な支配に抵抗せんとする村落民の動向を第一義に解釈すべきである」とした。そうした方向での解釈は、黒田基樹「下総千葉氏の領国支配」(前掲)によってなされている。

(22) 黒田基樹「下総千葉氏の領国支配」(前掲)。「逃散の作法」については、入間田宣夫「逃散の作法」(同『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会、一九八六年。初出一九八〇年)や勝俣鎮夫『一揆』(岩波書店、一九八二年)など参照。

なお、戦国時代の東国の「郷中開(明)」について、小和田哲男「後北条領国における農民逃亡」(同『後北条氏研究』吉川弘

文館、一九八三年。初出一九七五年）が、「郷中明は「ごうちゅうあけ」と読んで、農民が主体的に郷村を明けてしまうという闘争をあらわした言葉である」としている。小和田がその事例として提示した史料は、天正九年（一五八一）二月二日付け北条氏規判物写（『神奈川県史 資料編3 古代・中世（3下）』八六二〇号）に、相模国木古庭（神奈川県葉山町木古庭）において、「古木庭之郷領主宮下闕落二付而、諸百姓等郷中明之由申上候」とあるものである。また、峰岸純夫「身分と階級闘争」（同『中世の東国―地域と権力』東京大学出版会、一九八九年。初出一九八〇年）は、（天正十八年（一五九〇）三月二十日付け太田氏房印判状写（武州文書、『新編埼玉県史 資料編6 中世2』一五二〇号）に、武蔵国太田窪（さいたま市太田窪）での事例として、「右衛門尉欠落二付而、郷中之者并被官等引明候由」とある「引明」を「逃散」としている。この「郷中の者：引き明け候」が「郷中明」に変化したものと考えられる。「郷中明（開）」を含めて、戦国時代の東国の百姓逃散に関しては、別に検討する機会をえたいと思う。

(23) 黒田日出男「荒野」と「黒山」（同『境界の中世 象徴の中世』東京大学出版会、一九八六年。初出一九八一年）は、御成敗式目四二条に「諸国の住民逃脱の時、その領主等逃毀と称して、妻子を抑留し、資財を奪い取る」とあるように、百姓逃散に際して、その領主らが一方的に妻子を抑留し、資財を奪い取ったのは、百姓逃散の際に妻子は資財とともに家に残されたためであろうとしている。《史料I》での「百姓の足弱」のあり方は、それと同じものである。なお、こうした村に籠る逃散について、

勝俣鎮夫「一揆」（前掲）は、「六角氏式目」にみえる名主・百姓等の「諸口を切り塞ぎ」「門戸を閉ざす」行為が百姓逃散に際してのものであるとしている。《史料I》での「門道など堀切候」は、「諸口を切り塞ぎ」と同じことであり、村の封鎖を意味している。

黒田弘子『女性からみた中世社会と法』（校倉書房、二〇〇二年）は、逃散の時、百姓の妻や家族（「足弱」ということになる）は夫らと行動を共にせず家に残ったが、それは篠を引いた家・屋敷に隠れ籠り、生活拠点としての家・家族・家産を守る役割を果たすためであったとしている。《史料I》で、「足弱」らに塩焼きが禁じられたことに対応する。《史料I》での「足弱」も家や家族を守り、塩焼きを続けるために村に籠ったのである。また、木村茂光「御成敗式目」四二条と中世百姓」（同『日本中世百姓成立史論』吉川弘文館、二〇一四年。初出二〇〇九年）は、百姓逃散の際に妻は資財とともに家に残されたのではなく、夫の行動（逃散）とは関係なく、妻は本宅に安堵される権利、イエに居住する権利を持っていたのであり、そのことが重要であるとしている。なお、篠を引き家に籠る逃散については、峰岸純夫「篠を引く」（同『中世社会の一揆と宗教』東京大学出版会、二〇〇八年。初出一九九三年）も参照。

(24) （元龜四年）三月二十日付け北条氏邦印判状（小和田哲男「後北条氏研究」（前掲）四三〇頁）に、「田中之百姓共方々に有之、于今郷中へ不罷帰由、一段曲事候、何方に踞候共、早々押立三日中二可罷帰候」とあるが、これも田中の百姓逃散に対する領主側の対応を示すものである。百姓が方々に逃散している状況

が「何方に踞候共」と書かれており、領主側の認識として、方々に「踞る」と表記されたのであった。《史料I》での「二理(里)迄にて踞候」も同じ意味だと考える。

(25) 黒田日出男「荒野」と「黒山」(前掲)は、応永二十五年(二四一八)の播磨国鵜荘での地下名主百姓等の逃散において「面ヲカコ(囲)キテ家内ニハ住ス」という行為を家への逃散としていたが、注目したいのは、その際に「五人沙汰所・寺庵・神子・神人ハ隠レス」とある点である。百姓逃散において寺庵などの宗教者は隠れなかった、隠れる必要はなかったものと思われる。《史料I》における野中村など三か村の「郷中開」(逃散)において、百姓の足弱とともに出家僧侶が村に残ったのも同じ意識からであろう。

(26) 百姓の「去留の自由」については、藤木久志「百姓」の法的地位と「御百姓」意識(同『戦国社会史論』東京大学出版会、一九七四年。初出一九六九年)や入間田宣夫「逃散の作法」(前掲)、鈴木哲雄「去留の自由」と中世百姓(同『中世日本の開発と百姓』岩田書院、二〇〇一年。初出一九八八年)など参照。中世百姓に対する土地緊縛の問題は戦国時代を含めて、再度検討すべき課題だと考えるが、当面、鈴木哲雄「逃散する百姓」(同『日本中世の村と百姓』吉川弘文館、二〇二一年)参照。

なお、百姓の「去留の自由」は、年貢などの皆済を条件とするが、《史料I》にはみえないが、《史料G》において須賀郷の地下人等(百姓等)が佗言(訴願)の際に「其礼証」(塩竈へ賦課された塩荷役の受取状「返抄」)を添付したと同様の手続き(逃散の作法)をしたうえで、「郷中開」(逃散)したものと推定さ

れる。

(27) 「書出之衆」は佗言の申状を書いた者を意味する可能性もあるか。ただし、天正七年六月二十日付け北条家裁許印判状(牛込文書、『新編埼玉県史 資料編6 中世2』九八九号)には、武蔵国鳩ヶ谷宿での百姓逃散に際して、百姓等が「列して血判致し」「領主に対して訴訟を企て」、「一列二取り退く」(逃散)をしたことに対して、北条氏は首謀者二人のうち、血判連署の「一之筆」(筆頭)の鈴木勘解由のみを処刑し、船戸大学助は赦免すること、逃散百姓の郷中帰住を図っていた。《史料I》での「書出之衆」も「佗言」(百姓等申状など)の署名者のことを意味するのかもしれない。または《史料G》に「若及異儀者有之者、搦捕可遂披露也」とあった「披露」のことで、搦め捕られた首謀者か。

(28) 藤木久志編『日本中世気象災害史年表稿』(高志書院、二〇〇七年)は、永禄九年の関東での記事として、この墨書銘から「前年より寒冷不熟、人民餓死(旭市史)」と記載している。『同年表稿』の永禄八年の記事には、常陸や武蔵での田畠不熟や飢饉が引かれており、同年五月の記事には陸奥での正月から八月までの天候不順とその年の大凶作が具体的に引用されている。また、九月の陸奥の記事には、飢饉による「人民牛馬死事無限」とある。

(29) 実物や写真等を見ていないので、不明確であるが、「五ヶ村之内勧進錢已上四貫八百計也」とある文字の右側に「新左衛門 隼人 掃部禪司 左京」とある。この四名(カ)が勧進元なのか、勧進に応じた者なのかよくわからないのであるが、当面、前者としておく。

- (30) 「クリ(庫裏)ヲ造り遂本意」の次には「小見河ニテ柱并ト
リタシノ分ヲトリ」とある。意味がはつきりしない点もあるが、
小見川で庫裏の柱などが調達されたことは間違いないであろう。小
笠原長和「戦国動乱下の造像」(前掲)は駄馬で運ばれたとして
いるが、注(16)での検討からすれば、小見川で調達された柱
などは船に積まれ、小見川から南に入江を進み(現在の黒部川
筋)、入江の南先端で「船引」「船越」され(あるいは一旦陸揚
げされ)、樅海を船で南に進み、九十九里浜に至る水路(現在の
仁玉川筋)を下って野中村に運ばれたと考えられる。
- (31) 小笠原長和「戦国動乱下の造像」(前掲)
- (32) 延寿寺については、小笠原長和「九十九里平野の寺院文化」(前
掲『中世房総の政治と文化』所収。初出一九六一・七五年)を参
照。また、小笠原「戦国動乱下の造像」(前掲)は、愛染明王坐
像の仏師「浄慶」についても詳しく論じている。
- (33) 近世以降の宮内家については未考だが、千葉県文書館収蔵の「宮
城家文書」(銚子市高田町)は、嘉永四年(一八五二)十二月に
宮内利右衛門家から独立した、廻船問屋の「宮城(みやしろ)家」
の文書であり、明治前期の廻船業関連の文書群であるという(平
野明夫・佐藤文智「銚子市高田町宮城家文書家じるし・商標一
覧(上)」『千葉県文書館』三号、一九九八年)。
- (34) 小笠原長和「戦国動乱下の造像」(前掲)

受領日…二〇二三年一月一八日

受理日…二〇二三年二月二日